

令和5年度 国民健康保険事業費納付金算定について

令和5年度の国民健康保険事業費納付金算定については、「富山県国民健康保険運営方針」及び「国民健康保険事業納付金の徴収（算定方法）」（令和3年3月策定）において定めたとおり、下記の考え方にに基づき算定した。

1 令和5年度の国保事業費納付金算定の基本的な考え方について

(1) 納付金の対象範囲 【変更なし】

一般の医療費等に加え、支給基準が統一されている出産育児一時金（事務費含む）、葬祭費及び審査支払手数料（レセプト電算処理システム手数料、特別療養費手数料を含む）（以下、「審査支払手数料等」とする。）を納付金対象とする。

(2) 所得のシェアと人数のシェアの配分 【変更なし】

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに、所得割（所得水準に応じて負担）、均等割（被保険者の数に応じて負担）、平等割（世帯の数に応じて負担）の3方式により算定を行い、それぞれの割合は次のとおりとする。

所得（応能）シェア		人数（応益）シェア	
所得割指数	資産割指数	均等割指数	平等割指数
100	0	70	30

(3) 市町村ごとの医療費水準の反映 【変更なし】

医療費指数反映係数（ α ）は、市町村ごとの医療費水準をどの程度反映させるかを調整する係数であり、 $0 \leq \alpha \leq 1$ で設定する。（ $\alpha = 1$ の時、市町村ごとの医療費水準を納付金額に全て反映させ、 $\alpha = 0$ の時、医療費水準を納付金額に全く反映させない。）

医療費適正化等の取組みを進めているものの、医療費水準に差がある現状においては、当面 $\alpha = 1$ を基本としながら医療費適正化計画等に掲げる地域差の縮小に向けた取組みを進めることとしているため、令和5年度納付金算定では、医療費指数反映係数 $\alpha = 1$ として算定する。

(4) 所得水準の反映 【変更なし】

所得のシェアをどの程度反映させるかを調整する係数であり、都道府県の所得水準に応じて国から示される所得係数 β 「県平均の1人あたり所得／全国平均の1人あたり所得」を納付金に反映する。（参考：令和5年度富山県の所得係数（医療分）0.965）

(5) 激変緩和措置 【変更なし】

令和5年度の一定割合は自然増+ δ （4.0%）として設定を行い、令和5年度の1人当たり納付金額が、平成28年度と比較して、一定割合を超える場合には、一定割合まで納付金額の引下げを行う。ただし、上記で激変緩和を実施した後、激変緩和用の公費に残額が発生する場合は、一定割合の引き下げに活用する。（市町村合意事項）

なお、激変緩和措置は令和5年度納付金算定をもって終了する。

2 県が算定する納付金（全体）と市町村が条例で定める保険料（税）とのイメージ図【県】

①保険給付費の実績や国から示される係数によって、県全体の支出（保険給付費等、後期高齢者支援金、介護納付金）を推計する。県全体の支出から、定率で負担が決められている国費や県費等の公費、前期高齢者交付金を差し引いて、県全体で市町村から集める納付金総額を算出する。

(支出)	保険給付費等、後期高齢者支援金、介護納付金		
(収入)	市町村からの納付金	公費(国・県)	前期高齢者交付金

②県で集めるべき納付金総額を各市町村の所得及び人数（世帯数）のシェアに応じて按分

③国保制度改革により負担が上昇する市町村に激変緩和を実施 ※徐々に縮小しR5で終了

【市町村】

④各市町村で、県に支払う納付金と保険料を財源に実施する保健事業等の費用を加算、各市町村に支払われる公費等を減算し、年度間の平準化も考慮しながら保険料（税）率を検討・決定する。（基金、繰越金を活用している市町村あり）

(支出)	県への納付金		保健事業等
(収入)	保険料(税)	基金・繰越金	公費 保険料(税)軽減分 その他

※「本来必要な保険料(税)」を徴収するために必要な保険料(税)率の参考として、県内統一基準により市町村ごとの税率(=市町村標準保険料率)を提示。

3 市町村ごとの納付金算定のイメージ（医療分）

県全体で必要な納付金総額を所得（応能）分と人数（応益）分に按分した後、各市町村の所得シェア、被保険者数・世帯数シェア、医療費水準を反映させ市町村ごとの納付金を算定する。※医療費水準を反映させるのは、医療費分のみ。

